

○南相馬市子ども・子育て条例

令和4年4月1日  
条例第 号

前文

第2回検討分科会にていただきました意見等を踏まえ、再度修正しました。  
修正箇所については、下線（文言追加）及び見え消し（文言削除）にて表示しております。

子どもは地域の宝、未来をつくる希望です。

四季折々を彩る豊かな里山、雄大な海、地域に根差し脈々と受け継がれてきた伝統と文化、そして、この地に暮らす人々の心の温かさに生まれながら、全ですべての子どもたちが健やかに成長し、ともに笑顔で日々を過ごせることが、私わたしたち南相馬に住む全ですべての市民の願いです。

子どもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っています。ときにつまづき、挫折するときがあっても、子どもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切に、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことは、わたしたち市民の重要な役割です。

また、すべての保護者市民が安心して子どもを産生み育てることができ、子どもとともに過ごせる喜びを抱きながらふるさとで暮らすためには、市民、事業者、関係機関など地域社会全体でが相互に連携・協力して地域社会全体で子どもを見守り、子育てを応援するまちづくりを進めることが求められています。

日々の暮らしの中で目にし、出会い、ふれ合う子どもや保護者。それは、無関係な誰かではなく、ともにこの地をふるさとにする私わたしたちの大切な子どもたちであり、力を合わせてこの地の未来をつないでいく仲間たちです。

ここに、南相馬市の子ども・子育て支援について基本的な考え方を明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えにより、未来を担う子どもたちが夢や希望に向かって進むことができる「子どもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における子ども・子育て支援に関しおける、基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の子ども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もってすべての子どもが健やかに育つ社会子どもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に定める、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内に住み、市内で働き又は学ぶ者
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、こども園、その他児童福祉施設、その他子どもが学び、又は育つことを目的とする施設
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体  
(基本理念)

第3条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。

- (1) 子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況などによって、差別、体罰、虐待などを受けることがないよう、子どもの人権を尊重します。
- (2) 子どもの人権を保障し、子どもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益をに配慮尊重します。
- (23) 保護者市民が、安心して子どもを生き育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。
- (34) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識自覚し、子ども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

「するものとする」は、「しなければならぬ」より一段弱く義務を課す表現です。この条例では市が主語の場合は「～します」、市民など市以外が主語の場合は「～するものとします」と表現します。

## 第2章 役割

### (市の役割)

第4条 市は、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を実施するものとします。

- 2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらに対して必要な支援及び調整を行うものとしいます。
- 3 市は、子ども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うものとしいます。

### (保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

- 2 保護者は、子どもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、愛情をもって子どもの育ちを支えるよう努めるものとします。

### (市民の役割)

第6条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

- 2 市民は、関心をもって子どもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとします。  
(学校等の役割)

第7条 学校等は、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとします。

2 学校等は、子どもの学びの場としてだけでなく、地域とのつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、子どもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとします。

### 第3章 基本的施策

(子どもの健やかな成長のための支援)

第9条 市は、子どもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等及び事業者と連携及び協働し、次に掲げる施策を実施に努めるものとします。

(1) 子どもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会の提供

(2) 犯罪、交通事故その他子どもの健全な成長を阻害する危険などから子どもを守り、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる環境の整備

(3) 子どもが遊び、学び、及び活動できる居場所づくりや公共施設の整備

(支援を必要とする子どもへの支援)

第10条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とする子どもに対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行うものとします。

2 市は、虐待、いじめなどの防止及び、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を推進するものとします。

(子育て家庭への支援)

第11条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行うとともに、市民、学校等、及び事業者、警察及び医療機関などと連携し、子ども及び保護者を見守り、応援するよう努めるものとします。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うものとします。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育の提供保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図るものとします。

(相談体制)

第12条 市は、子ども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図るものとします。

(子どもの社会参加)

第13条 市は、子どもに関する市の施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

(切れ目のない子育て支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができ

るよう、結婚、妊婦~~娠~~、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じて、必要な施策を実施~~するもの~~とします。

#### 第4章 施策の推進

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 市は、子ども・子育て支援施策を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定~~するもの~~とします。

2 市は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聴~~くこととします~~かなければなりません。

(実施状況の評価)

第16条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援事業計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況の評価し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備~~するもの~~とします。

(広報及び啓発)

第18条 市は、子ども・子育て支援について、子ども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行~~うこととし~~います。

#### 第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。